税目			課税標準額等	税率
道府県税	普通税	道府県民税		※　資本金等の額が、資本金に資本準備金を加えた額を下回る場合には当該額とする。 2　法人税割 標準税率　100分の3.2 制限税率　100分の4.2
		事業税	法人 1　2に掲げる事業以外の事業 (1) 資本金の額又は出資金の額1億円超の普通法人 付加価値額(各事業年度の報酬給与額、純支払利子及び純支払賃借料の合計額（収益配分額）と各事業年度の単年度損益との合計額)、資本金等の額（各事業年度終了の日における資本金等の額又は連結個別資本金等の額）並びに所得 ※　資本金等の額が、資本金に資本準備金を加えた額を下回る場合には当該額を課税標準とする。 (2) 資本金の額又は出資金の額1億円以下の普通法人、公益法人等及び特別法人等 所得 2　電気供給業、ガス供給業、保険業及び貿易保険業 収入金額	法人 標準税率 1　2に掲げる法人以外の法人 (1) 資本金の額又は出資金の額1億円超の普通法人 付加価値割　100分の1.2 資本割　100分の0.5 所得割 年400万円以下　100分の0.3 年400万円超800万円以下　100分の0.5 年800万円超　100分の0.7 3以上の道府県に事務所等を有する法人の所得　100分の0.7 (2) 資本金の額又は出資金の額1億円以下の普通法人、公益法人等及び特別法人等 ①　特別法人 所得割 年400万円以下　100分の3.4 年400万円超　100分の4.6 〔大規模な協同組合等については、年10億円超　100分の5.5〕 3以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金の額又は出資金の額1,000万円以上の法人の所得　100分の4.6 〔大規模な協同組合等については、年10億円超　100分の5.5〕 ②　その他の法人 所得割 年400万円以下　100分の3.4 年400万円超800万円以下　100分の5.1 年800万円超　100分の6.7 3以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金の額又は出資金の額1,000万円以上の法人の所得　100分の6.7 2　電気供給業、ガス供給業、保険業及び貿易保険業を行う法人 収入割　100分の0.9 制限税率　標準税率の1.2倍 ただし、1(1)の所得割については標準税率の2.0倍

税目			課税標準額等	税率
道府県税	普通税	事業税	個人 所得（事業主控除及び事業専従者控除後の所得） 事業主控除　年290万円	個人 標準税率 1　第一種事業を行う個人　100分の5 2　第二種事業を行う個人　100分の4 3　第三種事業（4に掲げるものを除く。）を行う個人　100分の5 4　第三種事業のうちあん摩、マッサージ又は指圧、はり、きゅう、柔道整復その他の医業に類する事業及び装蹄師業を行う個人　100分の3 制限税率　標準税率の1.1倍
		地方消費税	1　譲渡割 課税資産の譲渡等に係る消費税額から仕入れ等に係る消費税額等を控除した後の消費税額 2　貨物割 課税貨物に係る消費税額	1　譲渡割 一定税率　63分の17 2　貨物割 一定税率　63分の17
		不動産取得税	取得した土地又は家屋の価格 (イ) 宅地及び宅地比準土地の取得が平成18年1月1日から平成33年3月31日までの間に行われた場合においては課税標準を価格の2分の1とする。 (ロ) 一定の要件を満たす新築住宅については、1戸につき1,200万円を価格から控除する。 (ハ) 一定の要件を満たす既存住宅については、1戸につき、新築の時期により100万円～1,200万円を価格から控除する。 (ニ) (ロ)、(ハ)の住宅に係る土地については、150万円又は床面積の2倍（200㎡限度）の土地の価格のいずれか大きい額に税率を乗じた額を減額する。	標準税率　100分の4 ただし、平成18年4月1日から平成33年3月31日までの間に行われた住宅及び土地の取得については100分の3
		道たばこ府県税	小売販売業者等に対する売渡し等に係る製造たばこの本数	一定税率 紙巻たばこ等 （平成30年4月1日～9月30日） 1,000本につき　860円 （平成30年10月1日以降） 1,000本につき　930円 旧三級品の紙巻たばこ 1,000本につき　656円
		ゴルフ場利用税	利用日数	標準税率 1人1日につき　800円 制限税率 1人1日につき1,200円
		自動車取得税	自動車の取得価額	一定税率 営業用自動車及び軽自動車　100分の2 上記以外の自動車　100分の3
		軽油引取税	引取りに係る軽油の数量	一定税率 1キロリットルにつき　32,100円